

▽今臨時会に提案された留萌市税条例の一部改正は、地方税法の改正に伴なうもので、改正の主な点は次の事項です。

市税条例の均等割の税率は、市内に住所を有する個人、また市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で住所を有しない者に対する均等割の税率は、年額千円（従来八百円）とする。

また、所得割の税率に関しても課税総所得額等の細分化を図ることとする。

原案通り可決

▽委員長	野原忠治
▽副委員長	横山巖
▽小委員会	委員長 村上
副委員長	高橋信郎

委員
野

同調査会は、主な調査内容として
て①安全対策について、②用地・
水資源の確保、③港湾機能の整備
性、④石炭資源の安定供給、⑤長
期総合的な経済効果等の調査にあ
ります。

▽第二分科会 主査 遠藤常一
副主査 古野洋介 / 委員 浅海
英雄 村上 勇 小野佐一 高橋
信郎 浅石鉄男 国崎広隆 関野
義己 大室重一 道 重雄 石井
信祐 手塚由雄 三上五三郎 原
田井三の各議員。

電源別委員会

市税控等割は
千円に改正

四月二十四日招集、会期を一日として開会され、市税条例の一部改正、専決処分などを原案通り可決、承認されました。また、先の定期会で採択されていた「電源開発調査特別委員会」の設置に伴ない委員長、副委員長の選出、分科会などの構成を行ないました。

電源特別委の構成も決る

市税条例改正案を可決 電源特別委の構成も決る

卷之三

市議会の動き

新庁舎で始動
留萌消防組合本部や同消防署は市役所庁舎と併置され、昭和三十七年に建設されたものです。その後、市庁舎の狭いと、消防機器類の充足によって、消防庁舎そのものも狭いとなり、年ごとにその機能的な整備の見直しを図つてきました。

としての施設づくりを進めていたものであります。新庁舎は、通称高砂町（大字留萌村字留萌一五九〇番地）敷地面積約四千平方メートル、建物面積約千五百平方メートル、鉄筋二階建。一階には消防署関係が入り、事務室、通信室、仮眠室、また六百五十三平方メートルの車庫、ホース乾燥室、高压ガス製造所などが配置されています。また、二階は主として消防組合本部が入り、事務室をはじめ会議室、訓練室などが配置されています。新庁舎に入る機関は、留萌消防組合消防本部・同消防組合留萌消防署、同組合留萌消防団、留萌消防団第一分団が入ります。

施設・活動も増強

では、新庁舎移転とともに、私たちの生命と財産を預る消防行政の現況にふれてみましょう。

機動力の主力である自動車類については、現在、消防ポンプ自動車等七輛、救急車二輛、その他の車輛を合せると、全部で十七輛が配置され、緊急災害、火災等に立ち向かいります。

さらに、通信施設としては混乱をさけるため回線の増設を図っています。

一一九番を三回線とし、同録音回線も三回線とし、録音テープで自動的に答える「自動応答器」を導入したほか、火災救助会等サービス電話回線五回線（☎(3)310○○番）、緊急指令回線四回線（

昨年から進められてきた高砂出張所の改築も終り、いよいよ今月十五日には留萌消防組合本部、同組合消防署などの移転が行なわれます。移転先は高砂出張所あと（旧北農会館・上図参照）で、消防施設の集約を図り、火災、救急などのスピードアップが図られます

（出張所等）、さらにサイレン吹鳴して遠隔制御で、現在手動で吹鳴していた火災・正午等のサイレンを一ヵ所で操作することになりました。さらには、その他の施設として、署員の救助訓練施設としての訓練塔も十六メートル一基、八メートル一基を設置、消火原液備蓄タンク10キロリットル三基、高圧ガス製造所（救助用空気ボンベ充てん用）等、消防活動の機能が整備されます。

消防本部15日(正午)に移転 施設充実でグーンとスピードアップ

施設充実でグーンとスピードアップ

所得割による課税率表	
30万円以下の金額	100分の 2
30万円を超える金額	100分の 3
45万円を超える金額	100分の 4
70万円を超える金額	100分の 5
100万円を超える金額	100分の 6
130万円を超える金額	100分の 7
230万円を超える金額	100分の 8
370万円を超える金額	100分の 9
570万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12
2,900万円を超える金額	100分の13
4,900万円を超える金額	100分の14

今月から税率が1部変ります
均等割税率は1,000円

市では、先の国会で可決された地方税法の改正に伴ない、市税条例の改正案を4月24日開会の臨時議会に提案原案通り可決されました。主な改正点は個人市民税均等割と所得割の税率改正です。

まず、均等割の税率ですが、従来留萌市の均等割は、800円（標準税率では700円から1,000円までの範囲内であったので、この中間を採用していた）でしたが、今回の改正で1,000円（法改正で標準税率が1,000円から1,400円に改正）になりました。

この改正に伴なって、留萌市の均等割税率は、標準税率の最低を採用することになりましたが、市民の負担増を最少限に抑えることに主眼が置けた訳です。

また、所得割による税率では、左の表のようになん段階に改正され、課税総所得金額の引下げを行なうことになり、このため市民一人当たりの税負担額が、年間約2,000円増えることとなりました。